

---

アルコールチェックをしないとエンジンがかからない  
飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック』  
累計出荷 2541 台に

---

飲酒運転防止のためのアルコール検知器及び、運輸業界向け IT 点呼システム機器を開発・販売する東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表：杉本 一成）は、この度、運転前にアルコールチェックを行い、検知されるとエンジンがかからない飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』（\*）の普及状況（2019年12月31日時点）をお知らせ致します。

## 1. 背景

2011年5月1日、点呼におけるアルコール検知器の使用の義務化が施行されてから7年が経過しました。現在、法令上、トラック、バス、タクシー等8万を超える運輸・交通事業者は、必ず、アルコール検知器を設備として事業所に備え、点呼時の酒気帯び確認時に、これを使用しなければなりません（別紙1）。また、遠隔地での電話点呼においても、アルコール検知器を使用しなければならないとされており、アルコールインターロックは特に、「自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる」機器として明確に位置づけられています（別紙2）。

このように、アルコール検知器の義務化とは、いかなる点呼においても必ずアルコール検知器が使われており、点呼が100%実施されていれば、誰一人として酒気を帯びたドライバーは路上には存在しない、まさに「飲酒運転ゼロ」を目指した規制強化でありました。

## 2. 2019年時点のトラック業界における飲酒実態

ところが、アルコール検知器義務付けが行われたものの、近年、ゼロに向かうどころか、下げ止まり状態となっています。トラック業界にいたっては、直近では前年比増という事態になっています（別紙3）。とくに、2019年に公表された、事故調査報告書によれば、フェリー使用時のトラックドライバーのおそるべき飲酒実態が明らかとなり、業界および社会を震撼させました。

2019年7月 大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（飲酒運転死亡事故）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/pdf/1783102.pdf>

2019年8月 堺市 トラック女子児童飲酒ひき逃げ アルコール（岩手協リンク）

<http://www.iwatokyo.or.jp/wp-content/uploads/2019/11/05bfd57b9e52569daf7faaf15196721c.pdf>

### 3. 普及状況（呼気吹き込み式アルコール・インターロックの出荷実績）

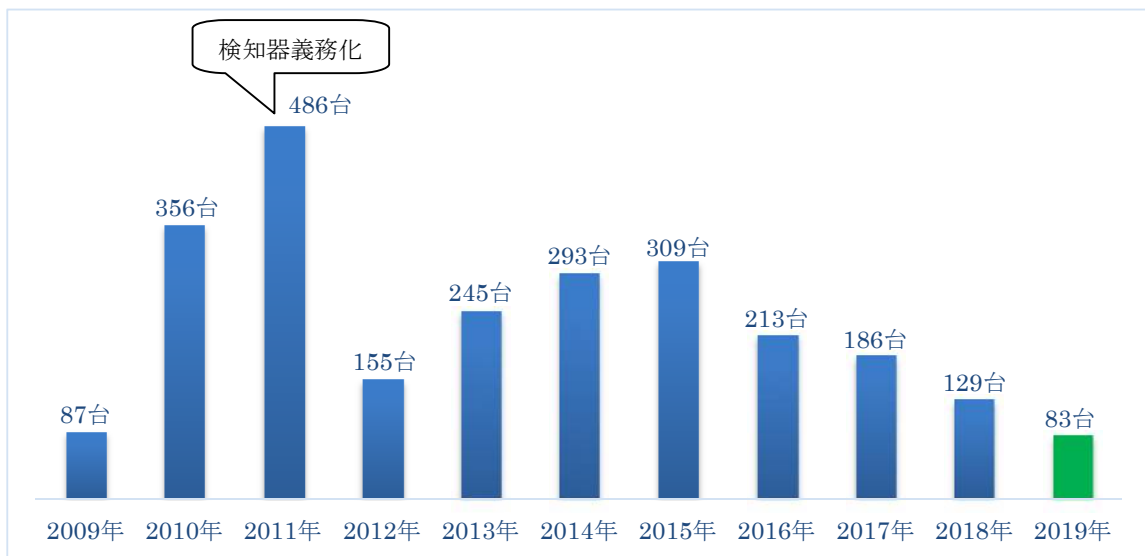
当社は、2009年9月から、運転前に呼気検査を行いアルコールが検知されるとエンジンがかからない飲酒運転防止システム「呼気吹き込み式アルコール・インターロック」を販売しています。現在、アルコール検知器は多種多様なものがありますが、「運転前に必ず呼気をチェックし記録を残し、検知したらクルマが動かない」、このような強制力のある検知器は、アルコールインターロック装置だけです（別紙4）。

このように、突出した飲酒運転抑止力を持つアルコールインターロック装置（製品名：ALC-ZERO）ですが、皮肉にも、ここ5年、トラック業界での飲酒運転の下げ止まり基調とは逆に、低調な推移となっています。

#### 【呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置 システムイメージ】

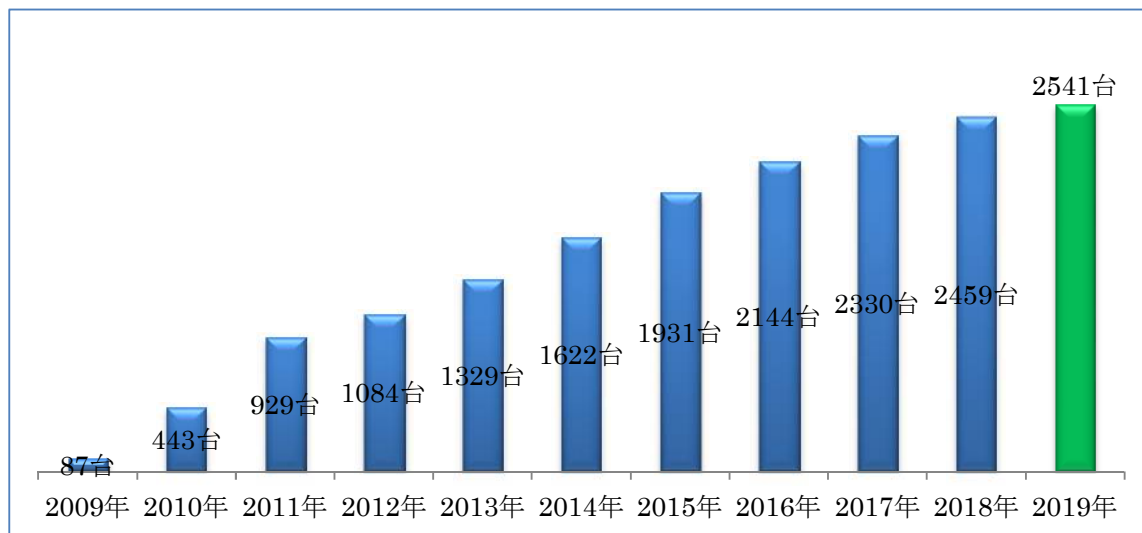


#### 【アルコール・インターロック装置 年度ごと実績】



近年は、アルコールインターロックタイプの出荷は、減少傾向である。

## 【アルコール・インターロック装置 累計】



11年で累計（1月～12月起算）は2500台を超えた（ほぼトラック事業者である）。

### 4. トラック協会の助成制度

全日本トラック協会においても、トラック業界での飲酒運転ゼロを目指し、このアルコールインターロック機器を、例年、購入補助の助成金の対象としています。

[http://www.jta.or.jp/yushi\\_jyosei/jyosei/anzen19.html](http://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/anzen19.html)

### 5. アルコールインターロック、日本以外の状況

海外では商用車よりも、「飲酒運転違反者への罰則として、アルコールインターロック装置を強制的に装着させる」方式が一般的です。米国では、未だに「毎年30万人」があらたにインターロック装着させられているほど、一般ドライバーによる飲酒運転が多い状態です。

【米国におけるアルコールインターロック年鑑】

<https://tirf.us/wp-content/uploads/2018/05/2016-2017-AIIPA-TIRF-USA-Annual-Interlock-SurveyReport-24.pdf>

欧州でも近年、EUの交通安全ビジョンのうち、EU加盟国へ、アルコールインターロック装着を促す政策が促されている状況です。

【欧州におけるアルコールインターロック法制化状況】

<https://etsc.eu/alcohol-interlock-barometer/>

また、近年、韓国や台湾においても、アルコールインターロックの導入が検討されているとの報道が一部あり、飲酒運転ゼロを実現する国際的な趨勢が注目されています。

## 5. 国交省への提言

2019年7月のトラックドライバーによる飲酒運転事故の調査報告書において、

### 『(2) アルコール・インターロック装置

近年、運転者の飲酒運転を未然に防ぐための装置として、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術開発が進んでおり、このような装置が装備されていれば、本事故においても、運転者の呼気中のアルコール濃度などを計測し、エンジンの始動ができなくなることで、事故の発生を未然に防止できた可能性が考えられる。自動車メーカー、機器メーカー、国土交通省等の関係者においては、この種のシステムの確立等、予防安全対策装置の開発・普及に取り組む必要がある』とある。

欧米のアルコールインターロック装置の装着事例を鑑み、当社としては、日本の運輸行政に対して、以下、「運輸行政におけるアルコールインターロックの装着義務&アルコール教育義務づけハイブリッドプログラム」を提言したい。普及を後押しするには、貨物自動車運送事業法 輸送安全規則 解釈および運用に関する通達の改正が必要である。

1. 運輸局に、飲酒運転を引き起こした事業者に対し、全車両のアルコールインターロック装置を義務づける権限を付与する。
2. 2年間、装着されたアルコールインターロックのメモリに、酒気帯び検知の履歴なきことを条件として、アルコールインターロック装置の装着を解除する。事業者は、装着期間中全車両のインターロックデータを2ヶ月ごとに運輸局に提出し続ける。
3. アルコールインターロックの装着費用は、行政罰とみなし、事業者の自己負担とする。
4. 該当事業者の全運転者に対し、アルコールに関する研修受講を義務づける
5. 実質年間100台に満たない購入補助制度などではなく、上記1~4の制度設計を、貨物自動車運送事業法 輸送安全規則 解釈および運用の通達の改正をもって、実現願いたい。

当社は、プロドライバーの飲酒運転ゼロの実現なくして、年間2万件以上もある日本の一般ドライバーによる飲酒運転ゼロは不可能であると考えます。運輸行政は、決して、悪意ある飲酒運転者に、「プロドライバーでさえ飲酒運転している」と言わせない政策を実現すべきである。

---

★★本件に関するお問い合わせ先、資料請求先★★

東海電子株式会社

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第3ビル 203号室

TEL : 042-526-0905 /FAX : 042-526-0906

e-mail : info@tokai-denshi.co.jp

URL : <http://www.tokai-denshi.co.jp>

---